

保険金受取人指定の比較法的研究

菊池直人

I はじめに

平成 22 年度の保険法制定においては、生命保険契約における保険金受取人に関する規定も見直しがなされた。例えば、第三者のためにする生命保険契約においては、通常、契約者は誰かを保険金受取人として決めて契約を締結するはずであるから、保険契約締結時の保険金受取人の指定という概念はなくなった。もっとも、生命保険契約の締結にあたり、誰かを保険金受取人として指定することは必要であり、保険法施行に伴う改訂約款においては、生命保険会社が保険契約の申し込みを承諾した時に保険証券を発行する規定を新設している会社が多く、その保険証券には「受取人」を必須の記載事項としている。したがって、保険金受取人の指定が保険契約締結後に行われることはない¹。

保険金受取人の変更に関しては、旧商法 675 条 2 項において、保険契約者が保険金受取人の指定・変更権を留保したまま死亡した場合は、保険金受取人の権利が確定するとしていたが、保険法においてこの規定は削除された。保険契約者の地位はその相続人に承継され、保険金受取人の変更権についても同様であるとされる²。保険契約者の相続人は、保険契約が締結される背景となっていた被相続人（当初の保険契約者）の利害関係まで引き継ぐわけではなく、自らの独自の経済圏、利害関係圏の中で自由に受取人を指定・変更することができる³。とはいっても、保険金受取人の変更については被保険者の同意が必要であり（保険法 45 条）、実務においても、保険加入者のモラル・ハザード防止の観点から、死亡保険金受取人については、一定範囲内の親族に限定する引受基準を採っていることが一般的である⁴。ただし、一定範囲内の親族以外の者が保険金受取人となるというだけでモラル・ハザードが格段に高まるわけではなく、あまりにも限定的な運用は、多様化する家族関係などに応じた生命保険の利用の機会を奪うことにもなりかねない⁵。現行法の規定は、モラル・ハザードに配慮しながらも、経済制度としての保険の効用を広げる規定であると評価できよう。保険金受取人の指定・変更権は、通説においては身分法上の行為としては理解されておらず⁶、かねてから旧商法 675 条 2 項の規定については批判がなされていた⁷。

¹ 宮島司編著『逐条解説保険法』（弘文堂、2019 年）557 頁

² 萩本修『一問一答保険法』（商事法務、2009 年）179-180 頁

³ 大塚英明「保険金受取人の指定変更と対価関係の形成に関する覚え書き－旧商法 675 条 2 項の削除の真意を解明するために－」保険学雑誌第 656 号（2022 年）216 頁

⁴ 山下友信『保険法（下）』（有斐閣、2022 年）306 頁。ただし、一定範囲内の親族以外の者が保険金受取人となるというだけでモラル・ハザードが格段に高まるわけではなく、多様化する家族関係などに応じた生命保険の利用の機会を奪うことにもなりかねないと指摘する。

⁵ 同上

⁶ 大森忠夫「保険金受取人指定・変更・撤回行為の法的性質」大森忠夫=三宅一夫『生命保険契約法の諸問題』（有斐閣、1958 年）99 頁

⁷ 大森忠夫『保険法（補訂版）』（有斐閣、1985 年）279 頁、野津務『保険契約法論』（有斐閣、1942 年）456 頁

一方、外国法における、保険金受取人の指定・変更に関する規定についてみると、フランスやイタリアなどヨーロッパにおいては、保険契約者の一身専属権とする立法例も多く、我が国と状況が異なっている。ドイツ法では、保険金受取人の指定、変更権は契約者の一身専属権であるとの明文規定はないが、そのような解釈が多数説であるとされている。

この点につき、台湾、中国などのアジア諸外国においては、さらに被保険者による保険金受取人の指定・変更権を認める立法例がある。契約者でない被保険者が何ゆえに保険金受取人に関するこれらの権利を持つと考えられるのか疑問である。

本稿では、我が国の保険契約者の保険金受取人の指定についての規定について、諸外国との立法例と比較したうえで、状況の確認と課題についての整理を行い、日本法においては批判がなされている保険金受取人変更権の一身専属性について若干の考察を行うことを目的とする。

II 日本法における保険金受取人の指定・変更に関する規定

1 保険金受取人の指定

民法の第三者のためにする契約においては、第三者が権利を取得するためには、当該第三者による受益の意思表示を権利発生要件としているが（民法 537 条 3 項）、生命保険契約においては、第三者である保険金受取人は受益の意思表示を要件としないで、当然に保険金請求権を取得する⁸。

旧商法では、保険契約締結時に保険金受取人を指定しないこともあり得ることを前提としており、保険契約の成立時後を問わず、保険金受取人を決定する場合を保険金受取人の指定、その後に新たな保険金受取人に変更する場合を保険金受取人の変更としていた。保険法上では、契約締結時に、保険契約当事者は誰かを保険金受取人と決定して契約を締結しているはずであるからという理由で、保険金受取人の指定という概念はなくっている。ただし、保険契約の締結にあたって、保険契約の当事者である保険契約者によって指定することが必要であり、ここでは、その意味における保険金受取人の指定をいう。

保険契約締結時の保険金受取人の指定について、保険法は 40 条において、契約締結時に交付する書面の記載事項に保険金受取人について定めるにとどまり、具体的な規定は設けていない。これに対して、実務においては、契約締結時に、保険契約申込書中に保険契約者が保険金受取人を記載することによって指定が行われることが通例である。

このような、保険契約者の保険金受取人の指定については、保険者の承諾を必要としない一方的意思表示により行われる単独行為であり、形成権としての性質を有するとされる⁹。保険金受取人の指定

⁸ この点については、我が国の規定は、フランス民法、保険法と同様である。フランス法においては、受益の意思表示は効力発生要件ではなく、第三者のためにする契約が締結されれば、受益者には契約の利益に関する直接の権利が付与される。その一方で、ひとたび受益の意思表示をおこなえば要約者の撤回権が失われるにすぎない。フランス民法 1206 条、フランス保険法 L.132-9 条参照。同様の規定に、イタリア民法典 1920 条、1921 条。保険金受取人の権利は保険金受取人指定の時から生じ、保険事故発生後の受益の意思表示は、保険契約者の撤回権を喪失させるものとして機能する。

⁹ 山下・前掲注（4）295 頁、大森・前掲注（7）279 頁

は、原則として保険契約者の自由な意思に委ねられるが、絶対的なものではなく、保険者は、保険金受取人が誰に指定されたかを考慮した上で契約を締結するか否かの判断をすることは妨げられないとしている¹⁰。

2 保険金受取人の変更

保険法 43 条 1 項は、保険契約者に保険事故発生前の保険金受取人の変更権が留保されていることを前提としており、この点が改正前商法と異なっている。改正前商法 675 条 1 項但書では保険契約者が保険金受取人の変更権を留保していた場合に限って、保険金受取人の変更を認めるとしていた。

保険法が、保険金受取人の変更を認める理由としては、生命保険契約は長期間にわたる継続的な契約であるため、保険契約者と保険金受取人との間の、保険金受取人として指定した諸事情が変化した場合、保険金受取人を別の者に変更することが望ましいからであるとされる¹¹。保険金受取人の変更是、保険者に対する意思表示による方法（保険法 43 条 2 項）と、遺言による方法（保険法 44 条）とが認められている。

契約成立後に変更権を行使する場合の保険金受取人の変更是、保険契約者的一方的意志表示により行われる。変更権の性質は、保険金受取人の指定と同様、形成権であるとされる。契約相手方である保険者に対する意思表示により行うことが契約法の一般原則に合致するとして、保険法 43 条 2 項は、保険者に対する意思表示によってするとした。なお、保険者の同意を効力要件とはしない。

3 保険金受取人変更権の一身専属性

旧商法 675 条は、「保険金額ヲ受取ルヘキ者カ第三者ナルトキハ其第三者ハ当然保険契約ノ利益ヲ享受ス但保険契約者カ別段ノ意思ヲ表示シタルトキハ其意思ニ従フ 2 前項但書ノ規定ニ依リ保険契約者カ保険金額ヲ受取ルヘキ者ヲ指定又ハ変更スル権利ヲ有スル場合ニ於テ其権利ヲ行ハシテ死亡シタルトキハ保険金額ヲ受取ルヘキ者ノ権利ハ之ニ因リテ確定ス」と定め、保険金受取人の指定変更権を留保した保険契約者であっても、保険契約者が保険事故発生前に死亡した場合には、その地位は相続されないことが規定されていた。すなわち、保険金受取人の指定、変更権については、保険契約者の一身専属権が認められていた。その理由は、誰を保険金受取人とするかについては、立法政策論として、生命保険契約を締結した保険契約者自身に帰属せしめるのが適当であるからである¹²。ここでいう保険契約者とは、生命保険契約を締結した当初の保険契約者を指し、したがって、保険金受取人の変更権は当初保険契約者に制限されていたということである¹³。

¹⁰ 同上、宮島・前掲注（1）546 頁

¹¹ 山下・前掲注（4）304 頁

¹² 大森・前掲注（7）278 頁、

¹³ 大塚・前掲注（3）231 頁

同規定は、保険法制定時に削除されることになった。その理由として立法者は、「保険契約者が死亡した場合には、その相続人が保険契約者の地位を相続する（保険契約者となり、保険料が分割払いの場合には相続人が保険料を負担することになる。）ことから、原則どおり保険金受取人の変更をすることができる」とすることが合理的と考えられる」としている¹⁴。保険料支払い義務という重要な出捐に応じ保険契約者は、保険金受取人の指定変更権を当然に得ることができるものとされた¹⁵。この点につき、大塚教授は、保険金受取人指定変更権は、保険契約者と保険金受取人との間の対価関係を形成する権利であり、保険契約者の財産権として評価すべきであるとして批判する¹⁶。

4 保険金受取人の法的地位

保険法は、保険金受取人の権利取得の時期について明確な規定をおかないと解釈に拠ることになる。かつては保険契約者が保険金受取人の変更権を留保している場合は、いったん指定した保険金受取人を別の者に変更できることから、保険金受取人は保険事故発生までは保険金請求権を取得するものでなく、保険事故が発生したら保険金請求権を取得する機会を有するにすぎないという見解があった。ドイツ保険法においては、保険金受取人の指定撤回権が留保された保険契約では、保険事故発生時までは保険金受取人の権利は生じていない（159条2項）、保険金受取人は期待を有するにすぎないと解されていることが影響していたとされる。ただし、現在においては、保険契約者の変更権行使により消滅する可能性がある不安定なものであるとしても、保険金受取人は、保険契約者による指定の時から保険金請求権を取得すると解されている¹⁷。

III ヨーロッパ諸国の立法例との比較

以上、日本法における保険金受取人の指定について概観したが、我が国立法の特色をあきらかにするため、ヨーロッパ各国（ドイツ、フランス、イタリア）の立法と簡単に比較してみる。保険金受取人の指定、変更権については、これらの国々においても規定を設けるが、どのように法理に基づくのであろうか。

1 ドイツ

前述したように保険金受取人が固有の権利を取得するのは、保険事故を条件とするとされており（159条2項）、ドイツ民法331条1項においても同様の規定をおく。したがって、死亡を条件に給付がなされる契約においては、保険金受取人が固有の権利を取得するまでは、保険金受取人の指定を変更することが可能であるということになる。しかし、保険金受取人の指定撤回権をあらかじめ放棄し

¹⁴ 「保険法の見直しに関する中間試案の補足説明」（法務省民事局参事官室、2007年）78頁

¹⁵ 大塚・前掲注（3）229頁

¹⁶ 大塚・前掲注（3）

¹⁷ 山下・前掲注（4）335頁

た場合は、保険金受取人指定時に保険金請求権を取得することになる。

保険金受取人の変更権について、これを契約者の一身専属権とするか否かについて、明文規定はおかないが、古くから受取人の指定、変更、撤回権をもって保険契約者の一身専属性的な人格権であると解する説が有力で、多数説であるといわれる¹⁸。

2 フランス

フランスでは、ドイツとは対照的に、保険金受取人が固有の権利を取得するのは、保険契約締結時においてである。保険金受取人の権利は受益の意思表示によって確定し、もはや契約者によって撤回することはできない。例外として、保険金受取人が受益の意思表示をなした後に、被保険者の殺害しようとした場合、保険契約者は保険金受取人の指定の撤回権を有する（L.132-24）。

保険金受取人の変更権は、保険契約者の属人的な権利として帰属する（L.132-9）。ただし、この変更権は、保険契約者が死亡した場合、保険契約者の相続人は、保険金が受取人によって請求可能である場合には、この者に受益するか否かの催告後3か月を経過した時にのみ行使することができる。

3 イタリア

イタリアは民商統一法典であるが、第三者のためにする生命保険の規定は1920条以下に定める。すなわち、1920条において、保険金受取人の指定は、保険契約締結時やそれ以後の指定や遺言による指定も有効とされ、保険金受取人は当該契約により固有の権利を取得する。変更の時期については、保険事故発生までとされている（1921条）。なお、保険金請求権は、保険事故発生後に保険金受取人が受益の意思表示をしたのちに確定し、保険契約者は指定を撤回することはできない（1921条）。ただし、フランス法と同様、保険金受取人の指定が撤回できない場合でも、保険金受取人が被保険者を殺害しようとした場合、保険契約者は保険金受取人の指定は効力を失う（1922条）。

保険金受取人の変更権は、明文規定によって、保険契約者の一身専属権であるとされており、保険契約者の相続人も承継することはできない（1921条）。

4 小括

保険法43条1項は、保険契約者に保険事故発生前の保険金受取人の変更権が留保されていることを前提としており、例外的に保険金受取人の変更権を留保していた旧商法と異なっている。これについて、保険法が、保険金受取人の変更を認める理由としては、生命保険契約は長期間にわたる継続的な契約であるため、保険契約者と保険金受取人との間の、保険金受取人として指定した諸事情が変化した場合、保険金受取人を別の者に変更することが望ましいからであるとされる。

一方、ヨーロッパ諸国の立法においては、保険契約者は原則として保険金受取人の変更権を有するものの、一定の場合には変更（撤回）が許されないとする明文規定をおく点が我が国と異なっている。

¹⁸ 大森・前掲注（6）96頁、宮島・前掲注（1）581頁

これについて、ドイツにおいては、保険金受取人が固有の権利を取得するまでは、保険金受取人の指定を変更することが可能であるが、反対に、保険金受取人の指定撤回権をあらかじめ放棄した場合は、保険金受取人指定時に保険金請求権を取得することになる。フランス、イタリアにおいては、受益の意思表示によって指定変更権を排除することができる。つまり、たとえ生命保険契約は長期間にわたる継続的な契約であるため、保険契約者と保険金受取人との間の、保険金受取人として指定した諸事情が変化した場合、保険金受取人を別の者に変更することが望ましい場合であっても、保険金受取人の変更を認めないとということである。

IV 台湾、中国における立法例

以上、日本とヨーロッパ諸国の立法を確認したが、台湾、中国などのアジア諸外国においては、さらに被保険者による保険金受取人の指定・変更権を認める立法例がある。契約者でない被保険者が何ゆえに保険金受取人に関するこれらの権利を持つと考えられるのか、その法理について確認することにする。

1 台湾

(1) 台湾保険法の特徴について

生命保険契約について、台湾保険法は所謂利益主義を採用するが、同国保険法の特長としては、他にあまり例を見ない被保険者中心主義が挙げられよう。他人の生命の保険契約における被保険者についての規定では、被保険者がなした同意は、制限なくいつでも撤回することが可能であるし（台湾保険法第105条2項）、また、保険金受取人の指定・変更権についても、被保険者が留保する（第5条）。ただし、上記のような立法でありながら、学説上は英米法と大陸法双方の立場から様々な論点について議論されているのも事実である。

台湾保険法では、第1章総則規定の第2節第14条以下で財産保険及び人身保険について被保険利益の項目を設けている。英米法の利益主義の影響を受け、生命保険契約においても被保険利益を必要とするところが、我が国立法と異なっている¹⁹。

被保険利益が何を指すかについてであるが、人身保険については、被保険者自身の生命、身体及び健康に対する被保険者の経済的、精神的、または感情的な利益を指す²⁰。イギリス法上の厳格な被保険利益主義、すなわち生命保険契約における被保険利益を経済的利益に限定する立法ではなく、アメリカ法に見られるような、血縁関係や愛情関係なども含む、拡大された被保険利益概念を取り入れている。第105条の被保険者の書面同意の規定など、アメリカ法の影響が強いことが窺える。

生命保険における被保険利益の機能についての理解も英米法と同様である。すなわち、賭博契約と

¹⁹ ただし、後述するよう、他人の生命の保険契約においては被保険者による書面の同意も要求するため、実際には英米法と大陸法両方の影響を受けているとされる。林群粥『保険法論（第2版）』（三民出版、2007年）40頁

²⁰ 葉啟洲『保険法』（元照出版、2019年）94頁

区別し、モラル・ハザードを防止する機能である。一般的には、被保険者と契約者との間に、血縁関係や愛情関係、経済的な利害関係があれば、モラル・ハザードを程度防止できると考えられるが、一方で、実際にモラル・ハザードを発生させるのもまた、上記のような当事者間関係によることが多い。被保険利益によるモラル・ハザード防止機能は限定的であるとし、先に述べたように、被保険者の書面による同意も要求する（第 105 条）。

第 16 条では、生命保険契約において被保険利益を有する者が列挙されている。生命保険において被保険利益を有するとされる者は、①本人とその家族、②生活費や教育費の扶養義務者、③債務者、④本人のために財産または利益を管理する者である（第 16 条）²¹。なお、台湾保険法が利益主義を採用したのが 1937 年改正法であり、その当時から列挙事由の変更はない。

第 17 条は、被保険利益を有しない場合の保険契約についての規定である。保険契約者または被保険者が保険の目的について被保険利益を有しない時は、保険契約はその効力を失うとしている²²。したがって、第 16 条に列挙以外の者が保険契約を締結した場合、その契約は無効となる²³。

以上が生命保険契約に関する被保険利益の規定である。保険法は明文で生命保険契約に被保険利益が必要であるとするためその適用を排除できないが、学説上は、被保険利益の必要性、内容、主体、および存続期間について争いがある。

（2）保険金受取人の指定に関する規定について

第 5 条は保険金受取人の定義規定であるが、保険金受取人は被保険者あるいは契約者に指定されたものとしている。他人の生命の保険契約において被保険者は独自に保険金受取人を指定することができる一方、契約者は被保険者の同意を得なければ指定することができない。受取人の変更においても同様である。したがって、保険金受取人の指定・変更権は実質的に被保険者に帰属する。このことから、台湾学説は、生命保険契約における保険金受取人指定の主体は被保険者であるとする²⁴。

²¹ 第 16 条「要保人對於左列各人之生命或身體，有保險利益：一 本人或其家屬。二 生活費或教育費所仰給之人。三 債務人。四 為本人管理財產或利益之人。」。この列挙事由は、アメリカ法、例えばカリフォルニア州保険法 10110 条と類似する。すなわち①本人、②扶養義務者、③債務者について被保険利益を認める。Ca. Ins. Code § 10110. [“Every person has an insurable interest in the life and health of: (a) Himself. (b) Any person on whom he depends wholly or in part for education or support. (c) Any person under a legal obligation to him for the payment of money or respecting property services, of which death or illness might delay or prevent the performance. (d) Any person upon whose life any estate or interest vested in him depends.”]

²² 第 17 条「要保人或被保險人，對於保險標的物無保險利益者，保險契約失其效力。」

²³ 臺北地方法院 97 年度保險字第 41 號判決では、従業員の生命について被保険利益を有しないとして、会社を契約者とする生命保険契約を無効とした。

²⁴ 江朝國『保険法基礎理論』（瑞興圖書、2009 年）。

れについて若干補足すると、台湾保険法では被保険者が本来的な保険金請求権者であり（第4条）、また、人格権の保護、モラル・ハザードを防止する観点からも、実質的な決定権が被保険者に帰属するという。

なお、被保険者が本来的な保険金請求権者であるとする規定に、保険金受取人先死亡における保険金請求権の帰属がある。保険金受取人の請求権は、保険事故発生時に保険金受取人が生存していることが条件であるが、台湾保険法は、保険事故発生前に保険金受取人が死亡した場合は、請求権は消滅する（第110条2項）。保険金受取人の指定なく被保険者が死亡した場合、保険金は被保険者の相続財産となる（第113条）。諸外国の立法を見ると、保険金受取人先死亡の保険金請求権については、かつては被保険者に帰属させていたドイツやフランスも、現在は保険契約者に帰属させる立法となっている点と異なっている²⁵。第121条は、保険契約者または保険金受取人による被保険者故殺についての規定である。保険契約者による被保険者故殺の場合（第121条2項）、保険者が免責される点は、我が国保険法第51条と同様である。なお、保険料積立金が2年以上支払われていた場合、「然るべき者（應得之人）」に保険料が返戻される。立法者によると、この「然るべき者」とは被保険者の相続人であるという²⁶。その理由は、「保険契約者または保険金受取人が保険契約の利益を剥奪された場合、保険金賠償請求権は被保険者が回復する。ただし、既に被保険者は死亡して、当該請求権が行使できない場合、被保険者の法定相続人がその利益を享受することが適切である」としている。

保険金受取人による被保険者故殺の場合は、当該保険金受取人の保険金請求権が剥奪される（第121条1項）。この時、他に保険金受取人が存在しない場合、その保険金は被保険者の相続財産となる。

以上、台湾保険法を概観した。生命保険契約に関して、台湾保険法は、徹底した被保険者中心主義の立場をとる。人格権の保護、モラル・ハザードを防止する観点からも、実質的な決定権が被保険者に帰属する。保険者は本来的な保険金請求権者であり（第4条）、保険金受取人先死亡の場合、保険金請求権は消滅し（第110条2項）、新たな保険金受取人の指定がなされなければ、保険金は被保険者の相続財産となる（第113条）。これは保険金受取人による故殺の場合も同様である（第121条1項）。なお、モラル・ハザードが問題となる他人の生命の保険契約では、被保険者はいったんとした同意をいつでも撤回可能であり、その効果は契約の解除である。

²⁵ 保険金受取人先死亡の場合における保険金請求権について、保険契約者又は保険契約者の相続人に帰属させる立法例としては、ドイツ保険法160条3項、フランス保険法典L.132-11条。ちなみに、イタリアではこの点につき保険法上明文規定がないが、通説では一般法の規定（民法1412条2項）に基づき、保険金受取人の地位は相続されると考えられるという。今井薰「イタリア法における保険金受取人の地位」生命保険論集生命保険文化センター設立40周年記念特別号（1）30頁

²⁶ 立法院國會圖書館立法院法律系統「法條沿革保険法」（最終閲覧日2023年1月20日）。

<https://lis.ly.gov.tw/lglawc/lawsingle?0^C40C608C0CC0D0C00C600C97C0C0D00C6A0C0CC4C4C08C6A0D0C>

2 中国保険法

中華人民共和国保険法（以下「中国保険法」とする）は2009年に全面的な改正が行われている。中国保険法も台湾保険法と同様、生命保険契約においても利益主義を採る。12条1項において、人保険の保険契約者は、保険契約の締結時に被保険者に対して被保険利益を有しなければならないと規定している。

保険金受取人の指定については39条以下に定めがあり、保険金受取人は被保険者または保険契約者が指定する。また、保険金受取人の変更権についても、41条において、被保険者または保険契約者が保険金受取人を変更できるとしている。なお、モラル・リスクを排除する趣旨から、保険契約者が保険金受取人の指定、変更権を行使するときは、被保険者の同意を得なければならないが（39条2項、41条2項）、被保険者は当然に保険金受取人を指定、変更することができる。したがって、保険金受取人の指定・変更の最終決定権は被保険者にある。保険契約者は保険契約の当事者の一方であり、保険料の支払義務を負うにもかかわらず、その有する保険金受取人の指定・変更権は「提案権」にすぎず、保険金受取人の指定・変更権は実質的に被保険者に帰属する。被保険者が指定・変更に同意しなければ、保険契約者は保険契約の締結を取り止めまたは解約するしかないと解される²⁷。

中国保険法において、被保険者が保険金受取人の指定、変更をなし得る理由については、台湾保険法とほぼ同様の理由である。利益主義を採る中国保険法は、第2章保険契約第1節の総則規定において、被保険者はその財産または身体・生命が保険契約により保障を受け、保険金請求権を有する者とし（12条5項）、原始的な保険金請求権者であると定める。ただし、死亡保険金については、被保険者自身が保険金請求権を行使することはできないため、保険金受取人が行使することとなる。

その他の理由として、生命保険契約は被保険者の生命または身体を保険事故の対象とするから、被保険者が自己の生命や健康に最も関心を持っている。したがって、被保険者が自分の生命により発生する経済的利益、すなわち死亡保険金を誰に取得させるべきかについて、当然に決定権を有する²⁸。また、モラル・ハザードの観点からも、被保険者が保険金受取人の指定、変更権を有すべきであるとする。

なお、保険金受取人先死亡の場合も、台湾法とほぼ同様である。すなわち、42条1項2号において、保険金受取人が被保険者より先に死亡し、かつ、その他の保険金受取人がいないばあいは、被保険者の相続財産となる。ちなみに、被保険者、保険金受取人同時死亡の場合については、保険金受取人が先に死亡したものと看做し、結果として保険金は被保険者の相続人に帰属することとなる（42条2項）。

中国保険法における保険金受取人の権利については、保険事故発生後にはじめて確定することになり、この権利は保険金受取人固有の権利であるとされる。

3 小括

以上、台湾、中国保険法における保険金受取人の指定に関する立法を確認した。両国とも生命保険契約に関しては、いわゆる利益主義を採っているが、注目すべき特徴として、徹底した被保険者中心主義であることが挙げられよう。被保険者は当該生命保険契約の原始的な利益享受者であるが、被保

²⁷ 李鳴「中国保険法の人保険契約における保険金受取人をめぐる諸問題」保険学雑誌 615号 207頁

²⁸ 同上

險者の死亡を保険事故とするが故に、その利益を保険金受取人が直接的に享受する。また、人格権の保護、モラル・ハザードを防止する観点からも、実質的な決定権を被保険者に帰属させており、保険金受取人の指定・変更権についても、被保険者が留保する。被保険者は本来的な保険金請求権者であり、保険金受取人先死亡の場合、保険金は原則被保険者の相続財産として処分される。

被保険者の死亡を保険事故とする保険契約であるので、保険金受取人の指定変更権は、実質上被保険者の一身専属権である。ただし、被保険者と契約者の違いはあるものの、保険金受取人の指定変更権を留保する者の地位が一身専属性である点については、日本法を除く大陸法と同様であるといえる。

V おわりに

以上、保険金受取人の指定・変更に関する規定につき、大陸法と台湾・中国の立法例を検討した。日本法も、他の大陸法立法と同様、保険契約者が保険金受取人の指定・変更権を留保しているが、立法政策論的には、生命保険契約を締結した保険契約者自身に保険金受取人の指定・変更権を帰属せしめるのが適当であるからである²⁹。この点については、他の大陸法立法と変わらない。

日本では、保険契約者の地位はその相続人に承継され、保険金受取人の変更権についても同様であるとされ³⁰、保険契約者の相続人は、保険契約が締結される背景となっていた被相続人（当初の保険契約者）の利害関係まで引き継ぐわけではなく、自らの独自の経済圏、利害関係圏の中で自由に受取人を指定・変更することができる³¹。ただし、日本法以外の大際法の国々では、保険金受取人の変更権は保険契約者の一身専属権とすることが多く、保険契約締結時の当初保険契約者に制限されていた³²。言うまでもなく、生命保険契約においては契約関係者の人的関係が重要であり、保険金受取人の変更についても制限付きの権限であり、契約者の地位であるが故に当然に行使できるわけではなかった。

一方で、台湾・中国立法は極端な被保険者中心主義を採るが、その背景は利益主義の徹底であろう。被保険者は原始的な保険金請求権者として理解され、したがって当然に保険金受取人の指定・変更権を留保することになる。契約関係者をみると、契約者の地位は、あたかも損害保険における「他人の計算による保険契約」と同様、本来の保険の利益享受者である被保険者のために契約を締結した者と理解できる。当然ながら、その地位が相続されることではなく、被保険者の一身専属権である。

日本以外の立法では、保険金受取人の変更は被保険者あるいは契約当初の保険契約者に制限されており、保険金受取人の変更はあくまでも例外的な事例である。決して、生命保険契約が長期間にわたる継続的な契約であるため、保険契約者と保険金受取人との間の、保険金受取人として指定した諸事情が変化した場合、保険金受取人を別の者に変更することが望ましいから、ではなかった。

²⁹ 大森・前掲注（7）278頁

³⁰ 萩本・前掲注（2）180頁

³¹ 大塚・前掲注（3）216頁

³² 大塚・前掲注（3）231頁

（きくち なおと・本学准教授）